

## 平成 2 5 年度の組織改正について

平成 2 5 年度の組織改正については、引き続き、簡素で効率的な執行体制に向けた再編に努めるとともに、施策の推進体制の強化や新たな行政課題に対して迅速、柔軟に対応できる組織体制の整備などを図ることとする。

### 1 基本方針

- (1) 防災体制の強化
- (2) 新たな行政課題への的確な対応
- (3) 施策の迅速、効率的な推進体制の整備

### 2 組織改正の主なポイント

#### (1) 防災担当局長の設置

大規模な災害などの緊急事態の発生時に、第一次的に迅速かつ的確な意思決定を行い、関係局との総合調整をはじめ関係機関との密接な連携・協力関係を確保するなど横断的・総合的な緊急対応等进行处理するために、防災担当局長を設置する。また、平時においても、市民等の生命や財産の安定確保の観点から、被害を最小限にするための災害予防策、応急対策等を総合的に進めていくほか、防犯、交通安全などの生活安全の総括を行う。

併せて、平成 2 5 年度に取り組む地域防災計画の見直しを機に、防災体制の充実強化を図ることとする。

#### (2) 子ども・子育て関連法に係る体制整備

平成 2 7 年度に本格施行される子ども・子育て関連法に対応するため、事業計画の検討・策定や制度管理システムの構築、子ども・子育てに係るニーズ調査など、多岐にわたる業務を新たに着手する必要がある。また、子ども・子育て関連法に係る業務は、こども青少年局を中心に、健康福祉局及び教育委員会事務局と密接に関連して行う必要があることから、円滑な事務執行を確保するため、こども青少年局に子ども・子育て支援制度準備室を新設する。

なお、子ども・子育て支援制度準備室は平成 2 7 年度までの複合組織とし、保育所や児童ホームを所管している現体制も構成員と位置づけ、より有機的に連携し、円滑な推進を図っていくこととする。

#### (3) 経済環境局経済部の再編

経済活性化に向けた取組をさらに効果的に進めるため、産業立地課を経済活性化対策課に統合し、業務実施体制を再編するとともに、再開発を含めた商業施策の一体的な展開を図るため、商業経営対策担当を新設する。

経済活性化対策課においては、引き続き尼崎版グリーンニューディール関連事業のほか、産業及び経済に係る成長戦略、政策の企画・立案、調査・研究等を進めていくとともに、新たに産業の立地に係る業務等を行う。産業振興

課は、これまでの工業団体に係る育成指導、経営等の改善指導及び相談、技術開発の支援等に加えて、中小企業への融資制度を行う。商業経営対策担当は、商業団体に係る育成指導、経営等の改善指導及び相談等、大規模小売店舗の立地に係る相談及び指導など、商業全般の業務を行うほか、再開発施設の維持管理等を行う。

(4) 障害者支援事業の制度検討に係る体制整備

障害者に対する各種支援事業について、障害福祉サービスに係る制度・運用等の本市の特徴分析、他都市比較や新たな支給ガイドラインの策定等を進めていくため、障害者自立支援制度担当を新設する。これに併せて、移動支援や入浴サービスなど各種支援策等を行っている障害者自立支援担当を廃止し、障害者自立支援事業担当を新設する。

(5) 総合計画担当と交通政策担当の統合

総合計画担当においては新たな総合計画の策定を終えたこと、また、交通政策担当においては市バスのあり方にかかる方向性を示したことから、両担当を廃止・統合し、まちづくり企画・調査担当を新設する。まちづくり企画・調査担当は総合計画に掲げるこれからのまちづくりにかかる調査研究や総合計画の施策評価、交通施策の検討を行うとともに、市制100周年記念事業の検討を行う。

(6) 住宅政策部の新設及び都市計画部の再編

市営住宅の整備や長寿命化の推進、民間住宅対策など、住宅マスタープランに基づく効果的な住宅施策の推進を図るため、住宅政策部を新設する。住宅政策部には、住宅・住まいづくり支援課及び住宅整備担当を新設し、都市計画部から住宅管理担当を移管する。併せて、都市計画部の住宅政策課及び住宅特命担当を廃止し、建築課及び設備担当を都市計画部に移管する。

住宅・住まいづくり支援課においては、住宅施策の企画・立案・推進、民間住宅建設の指導及び融資その他助成等のほか、富松住宅関係業務を行う。住宅整備担当は、市営住宅に係る整備計画及び整備の申請等、長寿命化の推進、市営住宅駐車場設置事業等を行う。住宅管理担当は、市営住宅の管理及び処分、家賃等の徴収、入居者の選考等を行う。

(7) 21世紀の森担当と河港課の統合

臨海地域の一体的な活性化の観点から、21世紀の森担当を河港課と統合し、河港・21世紀の森推進課を新設する。併せて、市街地整備部を廃止し、市街地整備課と戸ノ内開発事務所は局所管とする。

3 その他

公平委員会事務局については、現在の専任体制を見直し、総務局企画管理課長の兼任体制とする。

以上